

特掃での就労おつかれさまです！また円滑な事業運営にご協力をいただいていること、改めてお礼を申し上げます。今回の現場通信は、特掃での賃金のお支払いについて押さえおかないといけない基本的なことについて、書いています。10年近く特掃で働いている方には「そうそう、そやったな」ということが多くあるかもしれませんが、改めてご一読いただければと思います。

● 12月1日より支払明細書をつけて賃金をお渡しします

「所得税法第231条に基づき賃金の支払時に支払明細書を交付しないといけません」と指摘を受けましたので、12月1日よりいつもの賃金の袋の表面に貼り付けて交付するように改善いたします。

● 健康保険適用除外承認を受けても賃金は増えませんか

特掃作業員の賃金手取り額は、誰もが同じ金額を受け取れるようになっており、昨年度までは5700円でしたが、現

在は6500円です。そのために「雇用保険、健康保険、介護保険の本人負担分が発生した場合は事業主が別途納付します」と労働条件通知書に書いています。

もう10年以上前になりますが、健康保険の適用除外承認を年金事務所ので受ければ、その分手取りの賃金が上がるはずだと主張する人たちが釜ヶ崎支援機構と大阪府・大阪市を訴えて、裁判が始まりました。裁判は最高裁まで進み、釜ヶ崎支援機構及び大阪府・市の主張が認められるとともに、訴えた原告側の主張・請求はすべて棄却され、2013年1月17日に判決が確定しました。

判決の主旨は次のとおりです。

雇用契約における賃金額の定めは、手取額は一律5700円であるが、これに健康保険料等の本人負担分が発生した場合に、事業主が本人負担分を別途納付するというものであって、労基法11条にいう賃金とは、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいうので、賃金額は5700円であるが、これに健康保険料等の本人負担分が発生した場合には、本人負担分が上乗せされるものであると認められ、そのことは紹介票や賃金台帳の記載で認識することができたから、賃金額については合意が成立していたものといえる。また健康保険適用除外の承認を受けると、健康保険の被保険者の資格を失い、健康保険料の本人負担分が生じないこととなるので、賃金

額はやはり5700円となる。そのため訴えた側の主張には理由がない。

訴えた方たちは損害賠償も求めておりましたが、釜ヶ崎支援機構に損害賠償責任を負わなければならないような違法性があると認めることはできないということも判決文に記されています。

●地域外・市有地の作業では賃金から弁当代を負担いただくことが雇入れの条件です

健康保険についての裁判のあと、今度は地域外作業等における弁当代の負担について「弁当は自由」と主張する人たちが裁判を起こしました。

2015年2月16日大阪地裁にて判決が下されました。その主旨は次のとおりです。

特掃の輪番登録労働者は、高齢の失業者であり、栄養状態や健康状態が良好でない場合、昼食を用意するだけの所持金のない者も含まれている可能性があり、所持金のない者が昼食を食べられずに空腹のまま午後の作業に従事すると作業中に体調不良により倒れるなどの事態が生じる可能性が高くなる。ところが地域外作業等の場合には特掃詰所や釜ヶ崎支援機構の事務所から遠いため、対応することが難しい。そのため、地域外作業等においては、労働者の健康に危険が及ばないよう確実に昼食をとることができる措置を講じることは必要性があると認められる。ゆえに日雇労働契約を締結することに際し、労働者が賃金から負担する形で弁当を購入することを条件とするこ

とはやむを得ないものというべきである。

高裁においても地裁判決をふまえて、地域外作業等において雇入れの際に労働者が賃金から負担する形で弁当を購入することを条件とすることが認められました。訴えた原告側は最高裁への控訴を行わず、2015年9月11日の高裁判決が確定されました。

判決の確定から数年が経ちましたが、その間に高齢化が進み、以前よりも健康に配慮しつつ安全な事業運営を行う必要が高まっています。また、輪番の回り方は早くなりましたが、特掃登録が毎月できるようになり、失業して生活に困っている人たちが新しく働き始めるということもあります。特掃は釜ヶ崎の高齢労働者のための事業ですので、地域外作業等において弁当代を負担していただくことは、致し方ないことであるとともに、最低限実施しなければ安全な労働環境を保てなくなることにもつながる重要なことなのです。

●過去の二つの裁判は、特掃の意義を確認したものでなりました

長くなりましたが、過去にあった二つの裁判の結果をふりかえりました。釜ヶ崎における高齢労働者のための就労対策（特掃）の歴史と成果とも関係する大切なことですので、ときどき思い起こしていただければと思います。これから協力し合って大切な特掃事業を守っていきましょう！